

## 千葉市母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下、母子家庭等）の就業と自立を支援するため、個々の状況に応じた就業相談や公共職業安定所等と連携した就業支援サービスの提供等を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に関し、必要な事項を定める。

### (母子家庭等就業相談員兼就業支援員)

第2条 市長は、社会的信望があり、かつ、次条に規定する業務を行うに必要な熱意と見識を持つ者のうちから、母子家庭等就業相談員兼就業支援員（以下「相談員兼支援員」という。）を委嘱する。

2 相談員兼支援員は、非常勤職員とする。

3 相談員兼支援員は、担当する区の保健福祉センターこども家庭課で業務を行う。

### (就業相談及び就業支援等)

第3条 相談員兼支援員は、各区こども家庭課長の指示の下、次の各号に掲げる業務を行う。

#### (1) 就業相談

(ア) 個々の母子家庭等の状況や職業能力の適正等に応じた就業相談を行うとともに、求人等情報の提供や助言を行う。

(イ) 公共職業安定所での求人情報や企業の雇用状況、技能訓練講座の開設状況など地域の実情の把握に努め、就業相談を通じて相談者の意欲や能力、生活状況に応じた助言を行うとともに、母子・父子自立支援員等の相談関係者にも情報提供を行う。

(ウ) 就業相談の内容等を記載した記録を作成する。

(エ) 就業相談に当たっては、個人のプライバシー等秘密保持に十分配慮する。

#### (2) 就業支援

地元企業等に対し説明会や訪問活動を実施し、母子家庭等の就業状況や支援策など就業・福祉制度について説明するなど、母子家庭等に対する企業等の理解を深めるとともに、その雇用に関して協力を求める。

#### (3) 検討会

前各号の業務を円滑に推進するため、必要に応じ、関係職員を含めた検討会を開催する。

### (母子家庭等就業・自立支援合同会議)

第4条 市長は、母子家庭等の就業と自立の促進に関し、関係機関の連携を図るため、別に定める母子家庭等就業・自立支援合同会議（以下「合同会議」という。）を開催する。

2 合同会議では、母子家庭等の就業と自立支援に関する情報交換等を行うとともに、関係機関の調整を行う。

### (就業支援講習会)

第5条 市長は、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を実施することとする。

(養育費等支援事業)

第6条 市長は、母子家庭等の子の養育費確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談(以下「養育費相談」)を実施する。

2 養育費の取り決めを促進する観点から、養育費相談は、離婚前の者に対しても実施する。

3 養育費相談では、養育費に関する相談のほか、離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律に関する相談にも応じるものとする。

(関係機関との連携等)

第7条 市長は、本事業を行うにあたり、母子家庭等に対し、本事業の趣旨の周知を図るとともに、公共職業安定所、千葉県、民生・児童委員等の機関との連携に努める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。